内閣衆質一五一第一三五号

平成十三年七月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出検事らの待遇と死刑執行などに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出検事らの待遇と死刑執行などに関する質問に対する答弁書

一の(1)について

(検事総長、 次長検事及び検事長を含む。)及び裁判官の各号俸ごとの年間給与額は、 別表一のと

おりである。

一の(2)について

国家公務員の給与の比較対象となる民間企業の従業員の給与については、 人事院が毎年 「職種別民間給

与実態調査」を実施、 把握しているところである。 同調査は、 職種別の月例給与を調査するものであるた

め 民間企業の従業員の平均年収 (年齢計及び四十歳以上) の集計は行っていないが、 「平成十二年職種

別民間給与実態調査」 を基礎として、 企業規模百人以上の民間企業に勤務する管理的業務を行う代表的な

役職である事務部長及び事務課長の平均年収(全国及び東京都) を試算したものは、 別表二のとおりであ

る。

ちなみに、厚生労働省が実施した「平成十二年賃金構造基本統計調査」 (十人以上の常用労働者を雇用

する民営事業所を対象)を基礎として、企業規模十人以上の民間企業に勤務する従業員(パートタイム労

を含む。)を対象)によれば、 働者を除く。)の平均年収を試算したものは、 年民間給与実態統 計調査」 (従業員一人以上の民間事業所に勤務する給与所得者 民間事業所に勤務する給与所得者(一年を通じて勤務した者に限る。)の 別表三のとおりであり、 また、 国税庁が実施した (パートタイム労働者 「平成十

一の(3)について

平均年収は、

別表四のとおりである。

異なり、 律第七十五号)が、また、検察官については、その職責の準司法官的性格を重視し、他の一般行政官とは については、 律第六十六号)が制定、 五号)が、 戦後、 裁判官に対する待遇に準じた待遇を行うべきものとして、 裁判官の給与については、 また、 その職務と責任の特殊性にかんがみ、 が制定、 検察官の給与については、 施行された結果、 施行されたが、 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律 一般の政府職員の給与体系が確立されたことに対応して、 昭和二十三年に政府職員の俸給等に関する法律 検察官の俸給等の応急的措置に関する法律 現行の裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法 現行の検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十二年法律第六十 (昭和二十二年法 (昭和二十三年法 裁判官

(昭和二十三年法律第七十六号)がそれぞれ制定、

施行された。

額に準じて裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定が行われるなどして、 その後、 一般の政府職員の給与改定に伴い、 金額においておおむね対応する一般の政府職員の俸給 現在の水準となってい の増

一の(4)について

扱 難であることから、 的に行うためには、法律の専門家として検事などの実務経験を有する者から担当者を任用する必要がある。 の減額を余儀なくされ、 しての身分を保有しているので、 きるとされており、 検察に関する事項等法律に関する専門的な知識・経験を要する事務が多く、これらの事務を適正かつ能率 法務省 いをしているのは、 ひかし、 裁判所においては、 の所掌事務の中には、 検事の職にある者を事務官に転官させることは、 したがって、その給与についても、 裁判官を事務総局に勤務させる際に裁判所事務官に転官させると、 部の検事を検事のまま、 経済面での不利益を受けることになり、 最高裁判所事務総局において司法行政上の事務に携わる裁判官は、 司法制度に関する法令、民事及び刑事の基本法令の立案、 裁判官の報酬等に関する法律に基づく報酬等を受けている。 法務省の職員 検察官の俸給等に関する法律等が適用されてい 検察官の身分保障との関係で、 (検察庁の職員を除く。) に充てることがで 時的であれ裁判官の身分を失うという 訴訟事件の遂行 給与面で相当額 人事行政上困 このような 裁判官と

身分上の不安もあって、適任者を得られないおそれがあるためと承知している。

一の(5)について

事務次官と同額以上の給与を受けている検事 (検事総長、 次長検事及び検事長を含む。)は、平成十三

年七月一日現在で六十四名である。

また、 事務次官と同額以上の給与を受けている裁判官においては、 同日現在で二百五十一名と承知して

いる。

の(6)について

財務省主計局の担当官が財政当局の立場として、裁判官及び検察官の増員について国民の理解を得るた

めには、 増員の必要性の検討と併せて、 給与制度の在り方等についての検討も必要ではないかとの考え方

を関係省庁や国会議員等の関係者との意見交換の中で述べたことはあると承知している。

の(7)について

御指摘のような事実は承知していない。

の(8)について

平成十三年七月一日現在、 検事出身の公証人は二百二十九名、裁判官出身の公証人は百五十五名である。

一の(9)について

平成十三年七月 一日現在、 公証人五百三十八名中、検事又は裁判官の出身者は三百八十四名である。 公

証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第十二条に基づく試験は、 一度も実施されていない。

一の (10) について

お尋ね の検事及び裁判官の人事制度及び給与制度については、今後の司法制度改革や公務員制度改革の

動向等を踏まえて、 政府及び裁判所において検討を進めていく必要があると考えている。

一の(1)について

本年六月二十五日に欧州評議会の議員会議 (以下「議員会議」という。) がオブザーバー国である日本

とアメリカ合衆国 (以下「米国」という。)の死刑制度に関して行った決議内容の主要な点は、 次のとお

りである。

1 議員会議は、 場所のいかんにかかわらず死刑執行を非難し、 特に、 人権の尊重を約したオブザーバー

国における死刑執行について懸念を有している。 議員会議は、 少年の犯罪者、 精神病又は知的遅延を持

つ者に対して死刑を執行すること及び死刑判決に対する強制上訴制度を欠いていることを非難する。 ま

た、 議員会議は、 日本及び米国 の死刑囚房において精神的な苦痛がこう進する状況 。 以 下 「死刑! 囚房現

象」という。)を懸念する。

2 議員会議は、 死刑制度に対する公衆の高い支持のような両オブザーバー国における死刑制度廃止に対

する種 々の障害を認識するが、これらの障害は欧州の経験が示すように克服することができ、 また、 克

服すべきものである。

3 日本と米国がオブザーバー資格を与えられた時点で、 欧州評議会の死刑制度に対する見解は明確では

あったが、すべての欧州諸国において必要な措置が採られていない状況であった。今日、 欧州評 **:議会は、**

死刑の執行を行う国を受け入れない。 死刑制度の適用は、 人権の最も基本的な生命に対する権利、 拷問

や非人道的で品位を傷つける取扱いから保護されるべき権利等の侵害である点を踏まえ、 議員会議は

日本と米国がオブザーバー資格に関する決議の下での義務に違反していることを認めている。

4 議員会議として、日本と米国に対して次に掲げることを要求する。

1 遅滞なく死刑執行に関するモラトリアムを実施し、 死刑制度廃止に向けた必要な手段を採ること。

2 了並 死刑囚房現象の軽減 びに判決後及び上訴後の司法的見直しへのアクセスの拡大を含む。)を目的として、 (執行にかかわるすべての秘密性及び権利と自由のすべての不必要な制限の終 死刑囚房に

おける条件の改善を図ること。

5 者の努力を支援し、 援するために、 議員とのあらゆる形態の対話を促進し、 議員会議は、 あらゆる措置を採ることを決意する。この目的のために、 日本及び米国が死刑執行に関するモラトリアムを実施し、 死刑廃止反対論者を情報に基づく討論に関与させていく。 死刑執行に関するモラトリアムの実施と死刑廃止に向けた立法 議員会議は、 死刑制度を廃止することを支 日本及び米国の

6 嘆き、 月一日までにこの決議実施に関して何ら著しい進展が認められない場合に、 議員会議は、 両オブザーバー国にその相違を無くすために真剣な努力を行うよう促す。 死刑制度廃止に関して、 欧州評議会と日本及び米国との間 の価 欧州評議会全体における 値 議員会議は、 の基本的な相違を深く

二の(2)について

日本と米国のオブザーバー資格の継続を問題とすることを決定する。

死刑制度の存廃等の問題については、 基本的には、 各国において、 当該国の国民感情、 犯罪情勢、 刑事

得ないと考えており、 がみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、 慎重に検討すべき問題であるところ、 政 府としては、 死刑の存廃は、 多数の者に対する殺人、 国民世論に十分配慮しつつ、 国民世論の多数が極めて悪質、 誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかん 社会における正義の実現等種 死刑を科することもやむを得ず、 凶悪な犯罪については死刑もやむを 々の観点 死

凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること、 れた場合に非人道的な結果になりかねないことなどにかんがみると、 死刑の執行が停止された後にこれが 死刑の執行を停止することも適当で 7再開さ

刑を廃止することは適当でないと考えている。そして、

右に述べたとおり国民世論の多数が極めて悪質

な

いと考えてい

情 の制約を設ける取扱いはやむを得ないところであり、 つつその身柄を確保するという収容の目的等にかんがみ、 の安定が得られるよう種々の配慮に努めているところである。こうした死刑確定者の心情の安定を図り 死刑囚房現象への対応について、 我が国では、 これらが不必要な制限であるとは考えていない。 拘置されている死刑確定者等に対しては、その心 死刑確定者の面会や信書の発受等について一定 ま

ので、 刑事司法 た、 事件の公判段階では必ず弁護人が付され、 とについて国民の理解を得るとの要請もあり、 ないことなどの問題があるが、 やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えること、 るのであって、それを超えて、 死刑執行に関する情報の公開については、 死刑執行後に執行の事実及び執行を受けた者の人数を公表することとしている。そして、 法手続においては、 捜査段階から被疑者に対して弁護人を選任する権利が保障されている上、 他方で、 国家機関が刑の執行の事実を殊更に公表することは、 情報を公開することにより、 上訴については、 可能な範囲で情報を公開する必要があるものと考えられる 国家の刑罰権の作用は、 他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果を招きかね 法制上、 三審制が保障され、 刑罰権行使が適正に行われているこ 本来、 刑の執行そのものに限られ 刑の執行を受けた者 さらに、 我が国 死刑判 死刑 0

我が国の実情、 欧州評議会の様々な活動に協力し、友好関係を保ちつつ、死刑制度をめぐる論議等に関しては、 考え方について理解を得られるよう努力したいと考えている。

二の(3)について

決確定後も、

再審制度が保障されている。

具体的な死刑執行に関する事項については、答弁を差し控えたい。

一の(4)について

経済的な困窮状態が犯罪の動機の一つとなったと認められた事案はあるが、 経済的な困窮状態と犯罪と

の関係については、事柄の性質上、一概にはお答えできない。

二の(5)について

死刑を執行された者及び死刑確定者の給与は、これを正確に把握することは困難であり、プライバシー

に触れるおそれもあるのでお答えできない。

二の(6)について

現行法上、 死刑は、 確定判決に基づき、法務大臣の命令により、検察官が監獄の長にその執行を指揮し、

監獄の長の職務上の命令に従い職員が執行することとされている。 また、 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律

第百三十一号)第四百七十七条第一項は、 「死刑は、検察官、 検察事務官及び監獄の長又はその代理者の

立会の上、これを執行しなければならない。」と規定している。

死刑の執行の指揮及びその立会いは、死刑の執行が死刑を宣告した確定判決に基づいて法令に従い適正

に行われるよう監督するとともに、その執行を確認するためのものであるところ、これらについては、 検

察庁法 り死刑は監獄内の刑場において執行するものとされているところ、その執行については、 官が行うこととし、 とする監獄の職員が担当するとともに、その執行の責任者として監獄の長又はその代理者が立ち会うこと (昭和二十二年法律第六十一号)第四条の定めるところにより裁判の執行の監督を職務とする検察 他方、 監獄法 (明治四十一年法律第二十八号)第七十一条第一項の定めるところによ 刑の執行を職務

このような現行制度を含め、我が国の死刑制度に関して、欧州評議会の理解を得られるよう努力したい

としていることは、いずれも相当であると考えている。

と考えている。

二の(7)について

法務省においては、 職員が、 国会議員その他の来訪者と面談するに際しては、 適切な対応に努めている

ものと考えている。

別表一

Ž	È[¥	ا ان	判	判	判	判	判	判	判	判	判	判	判	値	判	判	判	判	判	判	判	判	そ	東	最	最		44.	
二千三百五十万五千二百九/) 一 川耳及び前易戏川斤川耳干事神十二号・加易裁半戸半事-	事前一二字 · 野多龙川丁川下	事補十一号・簡易裁判所判事	判事補十号・簡易裁判所判事十二	十	判事補八号・簡易裁判所判事十二	判事補七号・簡易裁判所判事十二	六号・	事補五号・	事補四号・	事	判事補二号・簡易裁判所判事七号	判事補一号・簡易裁判所判事六日	簡易裁判所判事五号	判事八号	判事七号・簡易裁判所判事四号	判事六号・簡易裁判所判事三号	号・簡易裁判所判事	判事四号·簡易裁判所判事一号	判事三号	判事二号	判事一号	その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	区分	裁 判 官	
十九円、	アドスダー	, , ,	号	五号五、五、	四号 五、	三号 五、五、	二号	一号六、	 	号 七、	号 七、	号 八、八、	号八八、	九	10,		111,	1 111,	一六、	一九、	110	1111	二五、	二七、	二八、	三九、	年		
所判事にあっては、一官の幹酬等に関す	この最別をご問っていました。		二九、八九	四五三、七六六	五六一、三七一	八七八、一四二	〇一〇、四五五	二二〇、七三六	四〇二、七四〇	11411,1100	四八六、五二一	二五三、八三六	九七九、一一六	三五三、〇九〇	二一一、四五九	三三〇、七六〇	五五三、三七九	九四八、二〇〇	一三五、一三九	〇四五、三二〇	四〇五、六九九	一七八、一二〇	六九二、二四〇	_	九六四、〇四〇	. 六七四、八八〇	収額(円)		
簡易裁判所判事にあっては千九百四万五千三百二十円に、裁半官の報酬等に関する法律第十五条の規定によ		Hj	事	検事十九号	十	検事十七号	検事十六号	検事十五号	検事十四号	十三	検事十二号	検事十一号	検事十号	検事九号	検事八号	検事七号	検事六号	一検事五号	検事四号	検事三号	検事二号	一検事一号	その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長検事		区分	検事	
-円とすることができる。 による特別のものに限り、判事に		- - j		、二三九、	四五三、七	五六一、三	四	六、〇一〇、四五五	二〇、七三	六、四〇二、七四〇	`	七、四八六、五二一	八、二五三、八三六		一〇、二一一、四五九	一一、三三〇、七六〇	三、三七	一三、九四八、二〇〇	五二三	四五、三二	二〇、四〇五、六九九	_	二三、六七七、四九九	二四四	四九	九六品	年収額(円)		

にあっては

て試算した。 二 年収額の算定に当たっては、報酬・俸給、初任給調整手当及び一時金(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の合算額とし二 年収額の算定に当たっては、報酬・俸給、初任給調整手当及び一時金(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の合算額とし二千三百五十万五千二百九十九円、簡易裁判所判事にあっては千九百四万五千三百二十円とすることができる。

人事院「平成十二年職種別民間給与実態調査」を基礎として試算した事務部長及び事務課長の平均年収

事務課長 全国 約一、〇七四万円(平均年齢四六・一歳)東京都 約一、〇〇一万円(平均年齢四七・三歳)東京都 約一、二九八万円(平均年齢五一・四歳)				
都 約一、〇七四万円(平均年齢四六・都)、二九八万円(平均年齢五一・約一、二十二万円(平均年齢五一・		務課		務部
一、二九八万円(平均年齢四六・一、二九八万円(平均年齢五一・一、二十二万円(平均年齢五一・	京	全国	京	
	一、〇七四万円(平均年齢四六・一	一、〇〇一万円(平均年齢四七・	一、二九八万円(平均年齢五一・四	一、二一二万円(平均年齢五二・一

(注)一 企業規模百人以上、かつ、事業所規模五十人以上の事業所を対象。

年収は、 「きまって支給する給与額」×十二+「所定内給与額」×「特別給の平均支給月数」によって試算したも

のである。

給される給与の額であり、 なお、 「きまって支給する給与額」とは、平成十二年四月分として支給された基本給、諸手当等、 「所定内給与額」とは、 「きまって支給する給与額」から時間外手当額を差し引いた額で 毎月きまって支

ある。

いる。

の特別給の支給月数(事務・技術関係職種平均)であり、四・七九箇月(全国)、四・七六箇月(東京都)となって また、 「特別給の平均支給月数」は、平成十一年五月から平成十二年四月までの一年間において支払われた賞与等

厚生労働省「平成十二年賃金構造基本統計調査」を基礎として試算した民間企業従業員の平均年収

当労債 君	全分	
四十歳以上	年齢計	
五、七八八・三	四、九七七・七	年収 (千円)

(注) 十人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(農業、林業、漁業を除く。)に雇用される常用労働者(パートタイ

ム労働者を除く。)について、その事業所の属する企業の常用労働者数規模別に集計したものである。

「年収」は、 「きまって支給する現金給与額」×十二+「年間賞与その他特別給与額」によって試算したものであ

る。

は、 働給与、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額)をいい、「年間賞与その他特別給与額」と かじめ定められている支給条件、算定方法によって平成十二年六月分として支給された現金給与額(基本給、 なお、「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによって、あら 平成十一年一月から十二月までの一年間における賞与、期末手当等特別給与額をいう。 超過労

国税庁「平成十一年民間給与実態統計調査」による民間事業所に勤務する給与所得者の平均年収

年齡	年収(千円)
十九歳以下	一、七〇九
二十歳以上二十四歳以下	二、七四二
二十五歳以上二十九歳以下	三、五八二
三十歳以上三十四歳以下	四、三六五
三十五歳以上三十九歳以下	四、九二五
四十歳以上四十四歳以下	五、一三〇
四十五歳以上四十九歳以下	五、二六一
五十歳以上五十四歳以下	五、五一九
五十五歳以上五十九歳以下	五、四六六
六十歳以上	四、1011
計	四、六一三

- 注) 平成十一年十二月三十一日現在の給与所得者(一年を通じて勤務した者に限る。)を対象とする。ただし、次に掲げる者を除く。 労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者
- (二) 国家公務員、地方公務員、公庫・公団職員等
- (三) 全従事員が源泉所得税の納税がない事業所の従事員
- 二 四十歳以上の給与所得者についてその平均年収を集計すると、五百十二万七千円となる。